

受付		屋外広告物変更許可申請書			
		<p>申請者は広告主を記入してください。</p> <p>種類が沢山あるため枠内に書ききれない場合は「他」と記入してください。</p>		<p>令和 4年 7月 11日</p> <p>(宛先) 舞鶴市長</p> <p>申請者 (〒 625-8555 ) 住所 京都府舞鶴市字北吸 1044 氏名 舞鶴 太郎 (電話 0773-66-1048 番)</p> <p><b>期間更新</b> 次のとおり屋外広告物を改造したいので、 移転 許可されるよう申請します。</p>	
手数料金額 円	種類	一般広告塔、軒下広告物 他		数量	2基
	表示(設置)位置	舞鶴市 字北吸 1044			
	表示(設置)期間	令和 4年 8月 1日 から 令和 7年 7月 31日 まで			
	前許可番号	舞建都広第 1-50 号			
	前許可年月日	令和元年 7月 15日			
責任者	住所	〒 625-8555 京都府舞鶴市字北吸 1044 (電話 0773-66-1048 )			
	氏名	舞鶴 花子			
舞鶴市処理欄	広告物の種類	面積又は数量	手数料算定の基礎		
	責任者は日常の維持管理の責任者を記入してください。		表示面積 5㎡まで 円 5㎡を超える部分につき、5㎡までごとに 円		
条件	<p>1. 道路敷、電柱、街路樹、橋りょう等禁止物件に設置しないこと。</p> <p>2. 汚損褪色等により美観風致を害したとき、又は期間満了したときは速やかに撤去すること。</p>			許可	

備考

- 長さ5メートル以上のもの、表示面積5平方メートル以上のもの又は地上3メートル以上に表示(設置)するものは、設計図(正面図及び側面図)を添付すること。
- 表示(設置)する場所が他人の所有又は権利にかかるときは、その承諾書の写しを添付すること。ただし、立看板、はり紙その他これらに類するものについては、この限りでない。
- 道路を占用するものは、道路占用許可を受けていることを証する書面の写しを添付すること。

## 位置（見取）図

付近見取図（設置場所の分かる周辺地図や敷地内での配置図を付けてください。  
別紙資料を添付でも可能です。その場合は「別紙のとおり」と記入してください。



設置場所

## 取付（写真）図

広告物の図面や取り付けイメージ写真等を付けてください。  
別紙資料を添付でも可能です。その場合は「別紙のとおり」と記入してください。



※イメージ図

## 意匠、配色図、材質、形状、寸法等の説明

広告物に関する説明資料を付けてください。（上記の取付図と兼ねることが出来ます。）  
別紙資料を添付でも可能です。その場合は「別紙のとおり」と記入してください。

広告物の脚の長さや全体の高さ、  
内容やデザイン等が  
明確に分かるように記入してください。

